陸上無線通信委員会報告(案)及びその概要の修正箇所(抜粋)

主な検討事項

| 検討項目 | 動物検知システム (150MHz帯) | 無線電話 (400MHz帯) | テレメーター/テレコントロール/ デ・タ伝送用 (400MHz帯/1200MHz帯) | | |
|--|-----------------------|-------------------|--|--|--|
| ● 新たな用途追加 | 0 | | | | |
| ● 周波数利用効率の向上 (周波数の狭 | 帯域化等) | | | | |
| ・周波数/チャネル間隔/占有周波数帯 幅の許容値/周波数の許容偏差/隣接 チャネル漏えい電力 | 0 | 0 | 0 | | |
| ● 時間的利用効率の向上 | | | | | |
| ・送信時間制限の見直し | 0 | | 0 | | |
| ● その他技術基準の見直し | | | | | |
| •空中線電力 | | 0 | 0 | | |
| ・キャリアセンスレベル | 0 | 0 | 0 | | |
| ・空中線の利得 | | | 0 | | |
| ・スプリアス発射強度の許容値 | 0 | | | | |

生体検知通報システム※の時間的利用効率の向上

) 送信時間制限

※ 現・動物検知通報システム

現行の利用形態及び新たな利用ニーズを踏まえ、かつ、時間的利用効率の向上を図る観点から、送信時間制限につい て、現在の600秒送信・1秒休止から、60秒送信・2秒休止とする。

また、空中線電力が10mW以下の場合であってもキャリアセンス機能を備え付けている場合においては、空中線電力 10mW超の場合と同様の送信条件(60秒送信・2秒休止)とする。

なお、キャリアセンス機能を備え付けない空中線電力が10mW以下のものについては、現行基準のとおり、5秒間あたり の送信時間の総和は1秒以下とする。

| | 租 行 | 基準 | 新基準案 | | | | | |
|---------|--|---------------------------|---|---------------------------|--|--|--|--|
| | 2013 | | キャリアセンス機能あり | キャリアセンス機能なし | | | | |
| 空中線電力 | 10mW超え1W以下 | 10mW以下 | 1W以下 | 10mW以下 | | | | |
| 送信·休止時間 | 送信時間 : <u>600秒</u> 以上 休止時間 : <u>1秒</u> 以上 ※送信時間内は休止時間なし で再送信可 | 5 秒間あたりの送信時間 の総和は1 秒以下 | 送信時間 : <u>60秒</u> 以内 休止時間 : <u>2秒</u> 以上 ※送信時間内は休止時間なし で再送信可 | 5 秒間あたりの送信時間 の総和は1 秒以下 | | | | |
| | | | (参考) テレメ・テレコン:40秒送信・2秒体 | rl 無線雷託·30秒光信•2秒休止 | | | | |

その他基準の見直し

キャリアセンス

キャリアセンスレベルについて、基準値レベルは現行同等とするが、取り扱いの利便性の観点から、開放端電圧値から 50Ω終端電力値に換算した値とする。

また、チャネルを結束する場合、結束送信しようとする全てのチャネルについてキャリアセンスを必要とする。 キャリアセンス後の電波の発射から送信時間内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しないものとする。

キャリアセンスは自局の電波が影響を与えるエリアに存在する他の無線局を把握する必要があるため、キャリアセンスに 用いる空中線系は、送信系統と同一または同等のものとすることを明確化する。

スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

他システムの技術基準等を踏まえ、送信空中線がOdBi以下の場合は原則規定とEIRP規定を選択的に適用可能とする。8

生体検知通報システムの技術的条件(案)(変更箇所のみ)

| ・レベル: <u>絶対利得が2.14dB の空中線に誘起する電圧</u> ・レベル: 受信入力電力の値が給電線入力点におい | 項目 |
|---|---------|
| ### 10mW 以下の場合 ###リアセンス ###リアセンス ###リアセンス ###リアセンス ################################### | キャリアセンス |

12

無線電話、テレメータ・テレコントロール・データ伝送の技術基準の検討

● 周波数の許容偏差

周波数の狭帯域化に伴い、周波数の許容偏差について、400MHz帯のチャネル間隔が6.25kHzのもの及び1200MHz帯のチャネル間隔が12.5kHzのものについて、いずれも $[\pm 2ppm]$ 以内とする。

● 隣接チャネル漏えい電力

周波数の狭帯域化に伴い、隣接チャネル漏えい電力について、以下のとおりする。

<400MHz帯のチャネル間隔が6.25kHzのもの>

搬送波の周波数から<u>6.25kHz離れた周波数の(±)2kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以</u> 上低いこと

<1200MHz帯のチャネル間隔が12.5kHzのもの>

搬送波の周波数から<u>12.5kHz離れた周波数の(±)4.25kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低い</u>こと

● 空中線電力、空中線の利得

<無線電話用>

特殊な利用環境における通信距離の確保やデジタル狭帯域化の導入促進の観点から、無線電話用の421.809375~421.909375MHz、440.259375~440.359375MHz (狭帯域化規格)を10mWから100mWに引き上げ。

また、空中線の利得について、現在、実質的にEIRPでの規定となっていることから、空中線電力を10mWから100mWに引き上げるものについては、FIRPが22.14dBm以下になる空中線利得であることとする。

<テレメーター・テレコントロール・データ伝送用>

アンテナの小型化等設計の柔軟性の向上のため、空中線分離時の空中線電力を現在の実質的な上限である「16.37mW(一部の周波数は1.637mW)以下」と制限する一方で、空中線分離の条件「空中線利得は0dBi以上」を無くす。

● 送信時間制限 【400MHz帯テレメーター・テレコントロール・データ伝送用】

遠隔制御等の連続送信ニーズを踏まえ、400M帯テレメ・テレコン・データ伝送用の周波数のうち、比較的混み合っていない429.8125~429.925MHz、449.7125~449.8875MHz及び469.4375~469.4875MHz(狭帯域化規格)については空中線電力が1mW以下のものに限り、連続送信を可能とする。

● キャリアセンス

キャリアセンスレベルについて、基準値レベルは現行同等とするが、取り扱いの利便性の観点から、関放端電圧値から 50Ω終端電力値に換算した値とする。また、生体検知通報システムと同様、使用する空中線系統を明確化する。

無線電話※の技術的条件(案)(変更箇所のみ)

※ 作業連絡用を除く。

| 項目 | 現在 | 変更後 |
|---------|---|---|
| キャリアセンス | ・キャリアセンスレベル: 絶対利得が2.14dB の空中線に | ・キャリアセンスレベル:受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上 ・空中線電力が、1mW以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。・キャリアセンス機能の備え付けを要しない場合:空中線電力が1mW以下であって、かつ、413.7~414.14375MHz及び454.05~454.19375MHzの周波数の電波を使用するもの・キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、この限りでない。 |
| 空中線の利得 | ・413.7~414.14375MHz及び454.05~454.19375MHzの周 波数を使用するもの: EIRPが2.14dBm以下となる空中 線利得であること ・その他の周波数を使用するもの: EIRPが12.14dBm以下 となる空中線利得であること | ・413.7~414.143/5MHz及ひ454.05~454.193/5MHzの周波数を使用するもの:EIRPが2.14dBm以下となる空中線利得であること ・421.809375~421.909375MHz及び440.259375~440.359375MHzの周波数を移用するチャネル間隔6.25kHzのもの:EIRPが22.14dBm以下となる空中線利得であること ・その他の周波数を使用するもの:EIRPが12.14dBm以下となる空中線利得であること |

18

テレメータ・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(案)(変更箇所のみ)

| | | | 現 | 在 | | | 変更後 | | | | |
|--------------------|--|---------------------------|--|------------|----------------------|-------|---|--------------------|------------------|--------------------------|--|
| 項目 | 項目 電波の型式 | 通信方式 | 周波数 | チャネル 間隔 | レ 占有 周波数 帯幅 電力 | | 周波数 | チャネル 間隔 | 占有 周波数 帯幅 | 空中線電力 | |
| | | 単向通信方 式、単信方式 | 426.025~426.1375MHz | 12.5kHz | 8.5kHz | 100mW | 426.028125 ~426.134375MHz 426.025~426.1375MHz | 6.25kHz 12.5kHz | 5.8kHz 8.5kHz | 100mW 以下 <u>※1</u> | |
| | | 又は同報通 信方式 | 426.0375、426.0625、 426.0875及び426.1125MHz | 25kHz | 16kHz | 以下 | 426.0375、426.0625z、426.0875及 び426.1125MHz | 25kHz | 16kHz | | |
| デャネル G配置等 GD DD DD | F1D, F1F, F2D, F2F, F7D, F7F, | 単向通信方 式、単信方式 | 400 475 400 7075444 | 10 EL-U- | 0 5kH- | 1W | 429.178125~429.734375MHz | 6.25kHz | <u>5.8kHz</u> | 1W | |
| | | 又は同報通 信方式 | 429.175~429.7375MHz | 12.5kHz | 8.5kHz | 以下 | 429.175~429.7375MHz | 12.5kHz | 8.5kHz | 以下 <u>※2</u> | |
| | G1D、G1F、 G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、 D7D又は D7F | 単向通信方 式、単信方式、 同報通信方 | 429.8125~429.925MHz 449.7125~449.825MHz 449.8375~449.8875MHz 469.4375~469.4875MHz | 12.5kHz | 8.5kHz | 1W | 429.815625~429.921875MHz 449.715625~449.821875MHz 449.840625~449.884375MHz 469.440625~469.484375MHz * 429.921875、449.821875、 449.88437、469.484375は制御ch | 6.25kHz | <u>5.8kHz</u> | 1W : 以下 | |
| | | 式、複信方式 又は半複信 方式 | * 429.925、449.825、 449.8875、469.4875MHz は制御ch | 12.0012 | 5.5112 | 以下 | 429.8125~429.925MHz 449.7125~449.825MHz 449.8375~449.8875MHz 469.4375~469.4875MHz * 429.925、449.825、449.8875、 469.4875MHzは制御ch | 12.5kHz | 8.5kHz | <u>**2</u> | |

※1 空中線分離を行う場合は、1.637mW(2.14dBm)以下
※2 空中線分離を行う場合は、16.37mW(12.14dBm)以下

テレメータ・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(案)(変更箇所のみ)

| | | | 現 | 在 | | | 変更後 | | | |
|--|----------------------|--|--|------------|-----------------|--|--|----------------|-----------------|----------------|
| 項目 | 電波の 型式 | 通信方式 | 周波数 | チャネル 間隔 | 占有 周波数 帯幅 | 空中線電力 | 周波数 | チャネル 間隔 | 占有 周波数 帯幅 | 空中線 電力 |
| | | 単向通信方式、 単信方式、同 | 1216.0125~1216.9875MHz * 1216.0125、1216.5125MHz | 25kHz | 16kHz | 1W | 1216.00625~1216.99375MHz <u>* 1216.00625、1216.01875、</u> 1216.50625、1216.51875MHzは制 御ch | <u>12.5kHz</u> | <u>8.5kHz</u> | 1W |
| | F7D、F7F、 | 報通信方式、 複信方式又は 半複信方式 | は制御ch | | | 以下 | 1216.0125~1216.9875MHz * 1216.0125、1216.5125MHzは制御 ch | 25kHz | 16kHz | 以下 <u>※</u> |
| チャネル | G1D、G1F、 G2D、G2F、 | | 1216~1217MHz * 1216MHzは制御ch | 50kHz | 32kHz | | 1216~1217MHz * 1216MHzは制御ch | 50kHz | 32kHz | |
| デヤネル G2D、G2F、 G7D、G7F、 D1D、D1F、 D2D、D2F、 D7D又は | 単向通信方式、 単信方式、同 | 1252.0125~1252.9875MHz * 1252.0125、1252.5125MHz | 25kHz | 16kHz | 1W | 1252.00625~1252.99375MHz <u>* 1252.00625、1252.01875、</u> 1252.50625、1252.51875MHzは制 御ch | <u>12.5kHz</u> | <u>8.5kHz</u> | 1W | |
| | D7F | 報通信方式、 複信方式又は 半複信方式 | は制御ch | | | 以下 | 1252.0125~1252.9875MHz * 1252.0125、1252.5125MHzは制御 ch | 25kHz | 16kHz | 以下 <u>※</u> |
| | | | 1252~1253MHz * 1252MHzは制御ch | 50kHz | 32kHz | | 1252~1253MHz *1252MHzは制御ch | 50kHz | 32kHz | |

※ 空中線分離を行う場合は、16.37mW(12.14dBm)以下

23

テレメータ・テレコントロール・データ伝送の技術的条件(案)(変更箇所のみ)

| 項目 | 現在 | 変更後 |
|---------|--|---|
| キャリアセンス | 【400MHz帯】 ・キャリアセンスレベル: 2.14dBiの空中線に誘起する電圧が7 μ V以上 ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合:426.025MHz 以上426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの 【1200MHz帯】 ・キャリアセンスレベル: 2.14dBiの空中線に誘起する電圧が4.47 μ V以上 ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 | 【400MHz帯】 ・キャリアセンスレベル: 受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上 ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合:426.025MHz 以上426.1375MHz以下の周波数の電波を使用するもの 【1200MHz帯】 ・キャリアセンスレベル: 受信入力電力の値が給電線入力点において-100dBm以上 ・空中線電力が10mWを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mWの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。 【共通】 ・キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いること。ただし、送信系と同一系統のものを用いること。ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、この限りでない。 |
| 空中線の利得 | ・EIRPが12.14dBm以下(426.025MHz以上426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあっては 2.14dB以下)になる空中線利得であること ・送信空中線が一の筐体に収められていない場合に あっては、その送信空中線は0dBi以上であり、かつ、 EIRPは上述の値以下であること | ・EIRPが12.14dBm以下(426.025MHz以上426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあっては 2.14dB以下)になる空中線利得であること〈空中線分離時の「0dBi以上」の規定は削除〉 |

2. 4 生体検知通報システムの技術的条件に係る検討

2.4.1 用途

現在、動物検知通報システムは、「国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御をするための無線通信を行うもの」とされており、動物の位置や状態の把握に用いられている。

- 今般、2.2 で述べたとおり、
- ・山岳遭難救助に資するため、登山者の位置を検知するシステム
- ・狩猟時の効率、安全性の向上に資するため、狩猟者の位置を検知し、また、付随して狩猟者間での簡易な連絡を可能とするシステム
- ・地域の高齢者等の安心・安全の向上に資するため、高齢者や子供等の位置を検知し、また、付随して地域住民間での簡易な連絡を可能とするシステム(地域コミュニティ無線)
- といった新たなニーズが見込まれている。

これら新たなニーズに対応するためには、人に関する位置や状態などの情報を通信可能とする必要がある。また、想定しない用途(例えば、無線電話のみに使用する等)への利用を抑制するような用途を設定することが必要である。狩猟者間の連絡や、地域住民間での簡易な連絡については、位置や状態などの情報を送信することが前提にあり、それに付随して通信が行われるものとする。

このため、現在「主として動物の」となっているものを「人又は動物の」とし、「国内 において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しくは音声 通話をするための無線通信」とする。

本システムの呼称については、「生体検知通報システム」とする。

表2-5 生体検知通報システムの用途

| 現在の用途 | 盛り込むべき要素 | 新たな用途 |
|---------------|---------------------------|---------------|
| 国内において主として動物の | ・人の行動及び状態に関する | 国内において人又は動物の行 |
| 行動及び状態に関する情報の | 情報の通報 | 動及び状態に関する情報の通 |
| 通報又は付随する制御をする | ・付随する連絡 | 報又は付随する制御若しくは |
| ための無線通信 | ・想定しない用途の抑制 | 音声通話をするための無線通 |
| | | 1 |

2.4.2 周波数帯

現在、動物検知通報システムは、142.93MHz~142.99MHzの周波数帯を用いるものとなっているが、2.1で述べたとおり、現状、野生動物の調査やドッグマーカの利用においてチャネルが不足している。また、今後、2.2で述べるような新たなシステムと共用させることを鑑みると、現在の周波数帯のみではさらなるチャネル不足が深刻化することが考えられる。このことから、新たな周波数帯の拡張が必要と考えられる。

ここで、本件周波数帯前後(142-144MHz)の業務用無線については、4MHz 膨いパンド(146-148MHz) と対での利用がなされていることを鑑みると、当数パンド内 (146.93MHz~146.99MHz) に本検知システム用周波数を指張することが考えられる。

17

これらの事由を勘案し、連続送信時間については60秒以内とし、また、休止時間については2秒以上とすることが適当と考えられる。連続送信時間は現在の1/10、休止時間は現在の2倍となることで、現在よりも新たな通信を開始できる確率が20倍高くなるため、時間的共用性の向上が図られる。

なお、現在は連続送信時間内であれば休止時間なしで再送信が可能となっており、これについては今後も同様とする。

また、現在、キャリアセンスの備え付けを要しない空中線電力が10mM 以下の場合は、「5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下」という規定となっている。しかし、空中線電力が10mM 以下の場合であっても、キャリアセンス機能を備え付けている場合においては、空中線電力が10mM 超の場合と同様の送信条件として特段の問題はないことから、「空中線電力が10mM 以下かつキャリアセンス機能を備え付けない場合」においては「5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下」とすることとする。

表2-12 生体検知通報システムの送信時間制限装置

| 現在 | | 変更後 |
|-------------------------|-------------|-------------------------|
| 送信時間: 600 秒以内 | : 圓碞旱窯 | 60 秒以内 |
| 送信休止時間: 1秒以上 | 送信休止時間: | 2秒以上 |
| (電波を発射してから 600 秒以内であれば、 | (電波を発射し | (電波を発射してから 60 秒以内であれば、体 |
| 休止時間なしで再送信可) | 止時間なしで再送信可) | 再送信可) |
| ただし空中線電力が10mW 以下の場合、上記 | ただし空中線電ブ | ただし空中線電力が 10mW 以下かつキャリア |
| によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 | センス機能を備ぎ | センス機能を備え付けない場合、上記によら |
| 秒以下 | ず5秒間あたりの | ず5秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下 |

2. 4. 9 キャリアセンス

2. 4. 9. 1 キャリアセンスレベル

現在、動物核知通報システムのキャリアセンスレベルは、一般的な特定小電力無線局と同じ「2.140giの空中線に誘起する電圧が 7μV 以上」となっており、開放端電圧で規定されている。

表2-13 現在の特定小電力無線局のキャリアセンス(概要)

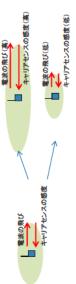
| システム | 基準単位 | 主たる基準値 |
|--|------|---------------------------------|
| テレメ・テレン・・・・ク(400M帯)、動物 検知通報、無線電話、無線呼出 | 五事 | 2.14dBi の空中線に誘起する電圧が7 μV 以上 |
| テレメ・テレコン・データ (920MHz 帯) | 年書 | 受信入力電力の値が給電線入力点において-80dBm以上 |
| データ伝送 (1, 200MHz 帯) | 五事 | 2. 14dB i の空中線に誘起する電圧が4.47μV以上 |
| 音声アシスト用無線電話 | 五事 | -10dBi の空中線に誘起する電圧が 200 μV 以上 |
| 移動体識別(920MHz 帯) | 4事 | 受信入力電力の値が給電線入力点において -74dBm以上 |
| | | |

定時は標準信号発生器で終端されているにかかわらず、TuVの規定の値は開放値であり 混乱を招きやすい。これに対し、デジベル表示の電力規定は終端値しかなく、海外を 含め最近の主流となっており分かり易く、利便性のメリットがある。なお、比較的新 現在、電圧規定であるため、キャリアセンス動作の試験時には、入力する標準信号 発生器のレベルについて一旦、デジベルに換算した上で設定する必要がある。また測 しいシステムである 920MHz 帯のものは電力規定となっている。

このため、キャリアセンスレベル自体は現在と同じとするが、開放端電圧フェVを 50公 系で電力換算した-96dBmを用い、「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」とすることとする。



なお、平成 24 年 3 月の改正により空中線分離も可能となったため、柔軟な利用形態 が可能となっているとことであるが、キャリアセンスは、自局の送信電波により影響 を与えうる可能性のあるエリアに存在する、他の無線局の存在(当該他の無線局が発 射する電波)を検知できることが必要である



よって、送信能力とキャリアセンスの感度は比例することが必要であることから、 キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いることを明確

ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影 **译を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、**

2. 4. 9. 2 キャリアセンス動作

チャネルを結束して送信する場合、そのチャネルの中央の周波数のみのキャリアセ ンスでは、結束する端のチャネルについて検知できないおそれがある。

25

3chette

図2-17 チャネル結束時に求められるキャリアセンス動作

このため、チャネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャネルに ついてキャリアセンスを行うことが必要である。 なお、この場合の具体的なキャリアセンス方法については、例えば結束するチャネル を順にキャリアセンスする方法、結束して送信する電波の占有周波数帯幅の実値以上の 帯域を一括でキャリアセンスする方法などが考えられる。 また、2.4.8のとおり送信時間は60秒以内、休止時間は2秒以上とし、送信時間内の 再送信を可能としている。この再送信については送信時間内での送信に限られているた め、キャリアセンス動作を省略しても差し支えないと考えられる。

このため、キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間 内の再送信時においては、キャリアセンス動作を要しないこととする。



 $\frac{50}{20}$

2. 4. 9. 3 キャリアセンスの備え付けを要しない場合

現在の動物検知通報システムにおいては、空中線電力が10mM 以下の場合はキャリアセンスの備え付けを要しないこととなっており、同様とする。

表2-14 生体検知通報システムのキャリアセンス

| 変更後 | ・レベル:受信入力電力の値が給電線入力点 | において-96dBm 以上 | キャリアセンスの備え付けを要しない場合: | 空中線電力が10mW 以下の場合 | ・チャネルを結束して送信しようとする場合 | は、結束する全てのチャネルについてキャ | リアセンスを行うこと | ・キャリアセンスを経て電波の発射が行われ | た場合、その発射から送信時間内の再送信 | 時においては、キャリアセンス動作を要し | ない | ・キャリアセンスに用いる空中線系は、送信 | 系と同一系統のものを用いること。ただし、 | 送信系と同一系統のものを用いた場合と同 | 様に、自局の送信電波により影響を与えう | る可能性のあるエリアに存在する他の無線 | 局の存在を検知できる場合は、この限りで |
|-----|---------------------------|---------------|---|-------------------|----------------------|---------------------|------------|--|---------------------|---------------------|----|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 現在 | ・レベル: 絶対利得が 2.14dB の空中線に誘 | 起する電圧が 7μV 以上 | ・キャリアセンスの備え付けを要しない場合: | 空中線電力が 10mM 以下の場合 | | | | | | | | | | | | | |

2. 4.10 七の街

2. 4.10. 1 地域コミュニティ無線に固有に求められる事項

生体検知通報システムのうち地域コミュニティ無線については、これまでの検知システムと比べ、生活に身近な利用が想定される。地域コミュニティ無線はこのような利用シーンを考慮し、以下の事項について固有に求められる。

①空中線電力

動物生態調査やドッグマーカ、登山者検知については、利用場所は主に山岳や森林であり、長距離の伝搬が可能な方が望ましく、また、同一エリアでの無線機利用についても、市街地における人口の密集度合いに比べれば少ないものである。

一方で、地域コミュニティ無線については、「小電力無線システムの高度化に関する調査検討」におけるニーズ調査において必要な通信距離は、郊外(低層建物が立ち並ぶ郊外)では 600m以内との回答が 86%、市街地(高層健物が立ち並ぶ市街地)では100m 以内との回答が 67%であり、また、同調査検討における実証実験ではその場合に必要十分な空中線電力は 500m との報告がなされている。

市街地において、より多くのユーザーが地域コミュニティ無線を利用可能とするためには、必要最小限の空中線電力として、500mM を上限とした利用が望ましい。

27

2. 5 生体検知通報システムの技術的条件

小電力無線設備のうち、生体検知通報システムの技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

2.5.1 一般的条件

(1) システムの定義

これまでの動物に加え、登山者や狩猟者、地域任民など人の検知やそれに関連する 簡易な連絡も可能とし、「国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報 又は付随する制御苦しくは音声通話をするための無線通信を行うものをいう。」とする。

(2) 電波の型式

現行どおり、将来の技術革新と使用の柔軟化に対応するため、電波の型式に制限を設けないこととする。

(3) 通信方式

元になり、単向通信方式、単信方式又は同報通信方式とする。

(4) 周波数

現行どおり、150MHz 帯とする。

なお、チャネル不足及び新たな用途拡大に対応するためには、現行で利用されている帯域に加え、150Mtv 帯の中で利用帯域の拡張が必要である。

また、現行と同等の通信速度を実現するために、2チャネル及び3チャネルの結束利用を可能とし、この場合はインターリーブ配置を可能とする。3チャネル結束については、広帯域での通信が必要な場合に限ることとし、9600bps以上のデータ伝送に限るものとし、現行で利用されている帯域でのみ3チャネル結束利用可能とする。

(5) チャネル間隔

周波数資源の有効利用のため、狭帯域化することとし、従来の 30kHz 間隔(10kHz イソターリーブ)からデジタル簡易無線等と同様、Le 55kHz」間隔とする。

2 チャネル結束時のチャネル間隔は12.5kHz(6.28kHz インターリーブ)、3 チャネル結束時のチャネル間隔は18.75kHz(6.28kHz オフセット)とする。

(6)空中線電力

現行どおり、「IW以下」とする。

(7) 送信空中線

現行どおり、等価等方輻射電力(EIRP)が32.14dBm以下となるような空中線利得であることとする。

8) 筆体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

2. 6. 2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

狭帯域化に伴い、±2.5ppm とする。

なお、魚やカメ、小動物に取り付ける超小型発信機についてはその等価等方輻射電力も小さく、偏差により他に与える影響も小さい。このことから、等価等方輻射電力で 1mM 以下のものについては、現行どおり、±12ppm とする。

イ 占有周波数帯幅の許容値

狭帯域化に伴い、デジタル簡易無線等と同様、5.8kHz とする。

なお、本件検知システムではチャネルの結束利用も可能とするため、結束利用時は1チャネル結束時の占有周波数帯幅の許容値を基準に比例させ、2チャネル結束時の占有周波数帯幅の許容値は11.6kH2、3チャネル結束時の占有周波数帯幅の許容値は17.4kH2とする。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、上限20%(下限の規定なし。)とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅 現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値

現行の規定では、「2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より40dB低い値(送信空中線が0dBi以下の場合は、等価等方輻射電力で2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より40dB低い値)」となっており、送信空中線が0dBi以下の場合は、等価等方輻射電力での基準に限られている。

しかしながら、特段、基本となっている規定「2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より40dB低い値」を満足することでも支障はないため、送信空中線が 0dBi以下の場合は、基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適用できるよう、「2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より 40dB低い値(送信空中線が 0dBi以下の場合は、等価等方輻射電力で 2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より 40dB低い値とすることができる。)」とする。

33

ウンスプリアス領域の不要発射の強度の許容値

現行の規定では、「2.5μW 以下又は基本周波数の搬送波電力より434B 低い値 (送信空中線が04Bi 以下の場合は、等価等方輻射電力で2.5μW 以下又は基本周 波数の搬送波電力より434B 低い値)」となっており、送信空中線が04Bi 以下の場 自は、等価等方輻射電力での基準に限られているが、(ウ)と同様、基本となって いる規定を満足することでも支輝はないため、送信空中線が04Bi 以下の場 基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適 基本となっている規定又は等価等方輻射電力による規定のいずれかを選択的に適 留できるよう。2.4M 以下又は基本周波数の搬送波電力より434B 低い値(送信 空中線が 04Bi 以下の場合は、等価等方輻射電力で2.5μW 以下Xは基本周波数の 搬送波電力より434B 低い値とすることができる。)」とする。

才 隣接チャネル漏えい電力

現行の規定では1μW以下(送信空中総がOdB)以下の場合は等価等方輻射電力で1μW以下)となっているが、狭帯域化、チャネル結束時及び隣接システムへの影響を考慮し、以下とする。

(ア) 空中線電力が10mWを超え1W以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz (2 チャネル結束時は 9.375kHz、3 チャネル結束時は 1.2 5kHz) 離れた周波数の (土) 2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電カより 40dB 以上低い値であること

ただし、 特定小電力無線局の帯域端のチャネルである。h 1 及びこれを含む結 東利用 (142.934375Mhz、142.9375Mhz、及び 142.940625Mhz)、ch 9 及びこれを含 む結束利用 (142.984375Mhz、142.98125Mhz 及び 142.978125Mhz)、ch 10 及びこれ を含む結束利用 (146.934375Mhz 及び 146.98125Mhz) 並びに ch 18 及びこれを含む 結束利用 (146.984375Mhz 及び 146.98125Mhz) か場合、隣接システム側の基準に ついては以下のとおりとする。

- ・142. 934375MHz(1ch 利用)、142. 9375MHz(2ch 結束)及び 142. 940625MHz(3ch 結束)については、142. 92MHz±8kHz の帯域内に輻射される電力*が1μW以下であること
- ・142. 984375MHz (1ch 利用)、142. 98125MHz (2ch 結束) 及び142. 978125MHz (3ch 結束) については、143MHz±8kHz の帯域内に輻射される電力[※]が1 μW 以下であること
- ・146.934373MHz(1ch 利用)及び146.9375MHz(2ch 結束)については、146.92MHz±8kHz の帯域内に輻射される電力*が1μW以下であること
- ・146.884375MHz(1ch 利用)及び146.88125MHz(5ch 結束)については、14.7MHz±8kHz の帯域内に輻射される電力**が1 nM 以下であること

(イ) 空中線電力が10mM以下の場合

搬送波の周波数から 6. 25kHz (2 チャネル結束時は 9.375kHz、3 チャネル結束時は 12. 5kHz)離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電力 (04Bi 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力)が1μW以下であること

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する職扱等の限度は、受信空中線と職気的常数の等しい撤収空中線回路を使用して避定した場合に、その回路の職力が 4mm 以下とする。

(3)制御装置

ア キャリアセンス機能

現行では、空中線電力 10mm を超える無線設備におっては、キャリアセンスの備え付けを要し、新たな送信に先立ち、キャリアセンスを実行した後、送信を開始することとなっている。また、キャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14的 の空中線に誘起する電圧を 7μV 以上とされている。

今回、瀬定器等により取り扱う単位の利便性や、本件検知システムではチャネル 結束を可能とすること<u>、また、自局の送信電波により影響を与えうる可能性のある</u> エリアに存在する他の無線局の存在を検知できることを明確化するため、以下のと、 おいとする、

重聚: か心

- (ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等値であるが、取り扱いの際に判便性の高い電力値に換算し、「受信入力電力の値が結電線入力点において-968Bm 以上」とする。
- (イ) チャネルを結束して送信しようとする場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うこと
- (ウ)キャリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から送信時間内の再送信時においてキャリアセンス動作を要しない。
- (エ)キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、従来どおり空中線電力が10ml以下の場合とする。
- (オ)キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いること。 ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波に より影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知 できる場合は、この限りでないこととする。

送信時間制限機能

現行では、送信 600 秒以内、休止 1 秒以上とし、電波を発射してから 600 秒以内であれば、休止時間なしで再送信が可能となっている。また、キャリアセンス機能が不要な空中線電力が 10mm 以下の場合、上記によらず 5 秒間あたりの送信時間の総和は 1 秒以下となっている。

32

3.3~400Hht 帯無線電話、400Hht 帯及び1,500Hht 帯ナフメーター用ナフコントロール 用及びデータ 伝送用の技術的条件に深る複計

3.3.1 周波数帯

ア 400MHz 帯無線電話

狭帯域化の対象は、現在作業連絡用として 1.2 5kHz(6.25kHz インターリーブ)で使用されている 413. 7MHz~414. 14375MHz 及び 454. 05MHz~454. 19375MHz の周波数帯以外のものとする。

400mをお表びび1,200mに特テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用 狭帯域化の対象は、現在これらのシステムに割り当てられている全ての周波数帯とする。

3. 3. 2 チャネル間隔及び周波数配置

現在、400MHな 帯無線電話及びテレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用については175 SdAz 間隔(一部 25MAz 間隔)、1,200MHな 帯・アンメーター用テレコントロール用及 ぴデータ 伝送用については 25MAz 図は 50MAz 間隔 やなったいる。

400Mhc 帯については、業務用無線の狭帯域デジタル技術を参考とし、現在のチャネル間隔 12.5khz の半分である [6, 25khz」、また、1, 200Mhr 帯についても現在のチャネル間隔 25khz の半分である [12, 5khz] のチャネル間隔とすることが適当である。

狭帯域規格の周波敷配置については、以下、①インターリーブ方式と②周波敷オフセット方式の2葉がある。

一般的には、現行のアナログと同一の周波数ポイントを基点とした①インターリーブ 方式となるが、特定小電力無線局においては、免許不要の周波数帯であり、業務用無線 の周波数帯と比べ、将来的な周波数移行の可能性が低いことから、同帯域内でより周波 数の有効活用を考えることが適当と考えられる。 現行のアナログ周波数と共用した場合、インターリーブ方式の場合は、両サイドのチャネルに干渉を与える可能性があるが、±3.125ktb ずらした周波数イフセット方式を採用することにより、他のアナログ周波数への干渉を抑えることができ、かつ、ch 数もより多く確保できることから、帯域内分割となる②の周波数オフセット方式とすることが普遍当と考えられる。

なお、ch 間隔は 6. SkNz のものについては、後述の周波数許容偏差を踏まえ、使用周抜数帯の両端の周波数は割り当てないことが適当である。

3.3.5 周波数の許容偏差

周波数の許容偏差については、隣接 ch への影響を考慮する必要がある。

400Mht 帯については、急速に普及しつりあるデジタル簡易無線局の技術的条件を踏まえ、かつ、10mm以下の小輪力の無線局でデジタル簡易無線局(周波数の評容偏緒は4値FSKで±1.5ppm以内、ボノキシフトGPSKで±0.9ppm以内)の「Wに対して1/100と小さく、他の無線局への影響が少ないことや無線設備の小型化・商廉化を執慮し、±5ppm以内とすることが適当である。

また、同様に 1,500mHz 帯においては、ch 閻隔 15.5kHz のものは、±5bbm 以内の許容偏差が必要と考えられる。

表3-6 400MH2 帯無線電話、400MH2 帯及び1,200MH2 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の周波数の許容偏差(下線部を追加)

| 400MHz 帯 <u>チュ</u> 無線電話 チャ | 400Mht 非 ・アンコー ・アレコン・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1. 200MH2 非 ルレメ・ ルレンコン・ ルーケーン・ |
|---|--|--|
| <u>チャネル間隔が 6.25Mz のもの (土)2×10*</u> チャネル間隔が 12.5Mz のもの (土)4×10* | <u>テマネル間隔が 6.25kHz のもの (±) 2×10⁴</u> テャネル間隔が 12.5kHz のもの (±) 4×10 ⁴ チャネル間隔が 25kHz のもの [®] (±) 4×10 ⁴ (※ 占有周波数帯幅が 12kHz 以下の場合は (±) 10×10 ⁻⁸) | テマネル関係が 12.5kHz のもの (土) 2×10 ⁴ チャネル関係が 2kHz のもの (土) 3×10 ⁴ チャネル関係が 50kHz のもの (土) 3×10 ⁴ |
| $(\pm) \ 2 \times 10^4$ $(\pm) \ 4 \times 10^4$ | (土) 2×10 ⁴ (土) 4×10 ⁴ (土) 4×10 ⁴ (土) 4×10 ⁴ 下の場合は (土) 10×10 ⁻³) | $\frac{(\pm) \ 2 \times 10^4}{(\pm) \ 3 \times 10^4}$ $(\pm) \ 4 \times 10^4$ |

3.3.6 空中線電力

デジタル化のメリットとして、秘話機能、発信者・GPS 情報などのデータ通信の付加機 能の実現が上げられるが、さらに増力を可能とすることにより、必要な通信距離の確保

現在、無線電話は販売店、飲食店、遊技点、工事現場などで利用されているが、広い 店舗内や工事現場では建物構造などの影響により中様器を利用しても一部不懸エリアが 生じるなど通信範囲の課題がある。 現在、421.8125~421.9125MHz 及び 440.2625~440.3625MHz の周波数は、中離器利用に活用されている周波数帯であり、無線電話の使用可能な他の周波数帯に比べ、利用率は少ない周波数帯である。

このため、当該周波数帯を利用の活性化をはじめ、特殊な利用環境における通信確保の課題解決が可能となることから、狭帯域規格の促進の観点から、当該周波数について発帯域規格に限り、限定的に空中線電力を100mm まで増力することとする。

また、テレメータ・テレコントロール・データ伝送については、空中線分離の際、給 電線から意図的に放射させるようなことを防ぐために空中線利得が 0dBi 以上の条件が付

20

されている (EIRP は 12.14dha (一部周波数は 2.14dba) 以下) ため、空中線分離時にアンテナの小型化が困難となっている。このため、空中線分離時の空中線電力を 12.14dba (一部周波数は 2.14dba) 以下とし、後述のとおり空中線利得の制約を取り払うことで、アンテナのサイズや形状に左右されない構造が可能となり、ユーザの希望する取付状態に幅が広がり利便性の向上に寄与するものと考えられる。

その他については、現行規格において規定されている空中線電力と同等とする。

温歌: の周汝孝寺 温歌: の周汝孝

表3-7-1 空中線電力の上限を100mMとする無線電話用周波数

| 周波数 | チャネル間隔 | チャネル間隔 占有周波数帯幅 空中線電力 | 空中線電力 |
|-----------------------------------|----------|--------------------------|---------|
| 421.809375~421.909375MHz (17 波) | | | |
| 440. 259375~440. 359375MHz (17 波) | 6. 25kHz | 5.8kHz | 100mW以下 |
| (チャネル間隔 6.25kHz のものに限る。) | | | |

表 3 — 7 — 2 400Mn/ 帯及び1,200Mn/ 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝 送用の空中線電力(下線部を追加)

| 空中線電力 | 100mm 以下 空中線分離を行う場合は、 1.637mm(2.14dBm)以下 | | 1 #以下 空中線分離を行う場合は、 16 7mm (19 14fm) 以下 | | 1 以下 空中線分離を行う場合は、 16.37mm (12.14dbm) 以下 |
|--------|--|---|--|--|---|
| チャネル間隔 | 6. 25kHz 12. 5kHz 28kHz | 6. 25kHz 12. 5kHz | <u>6. 25м1z</u> | <u>12. 5м/z</u> | 12 5kHz 50kHz 12 5kHz 12 5kHz 25kHz 50kHz |
| 周波数 | 426.028125Miz~426.134373Miz.(18.波) 426.025Miz~426.1373Miz.(10.波) 426.0373Miz.426.0655Miz.426.0873Miz. 及近426.1123Miz.(4.波) | 429.178125MHz~429.734375MHz (90.波) 429.175MHz~429.7375MHz (46.波) | 429.815625Miz~429.921873Miz.(18.波) 449.715625Miz~449.821873Miz.(18.波) 449.840625Miz~449.884373Miz.(8.波) 469.440625Miz~469.484373Miz.(8.波) | 429.8129Mt2~429.929Mtv (10 波) 449.7129Mt2~449.829Mtv (10 波) 449.8379Mt2~449.8875Mtv (5 波) 469.4379Mt2~469.4875Mtv (5 波) | 1216, 00625Mitz~1216, 99375Mitz (40.数) 1216, 0125Mitz~1216, 99375Mitz (40.数) 1216Mitz~1217Mitz (21.数) 1252, 00625Mitz~1252, 98375Mitz (40.数) 1252, 0125Mitz~1252, 98375Mitz (40.数) 1252, 0125Mitz~1252, 98375Mitz (40.数) 1252, 0125Mitz~1253Mitz~1252, 0125Mitz~1253Mitz~1252, 0125Mitz~1253Mitz~1252, 0125Mitz~1253Mitz~1252, 0125Mitz~1253Mitz~1253Mitz~1252, 0125Mitz~1253M |

3.3.8 送信時間制限装置

449.7125~449.8875MHz 及び 469.4375~469.4875MHz の周波数帯は、現在、比較的混み合 っていない状況にあるため、狭帯域化の導入を促進する観点から、狭帯域規格に限り送 400MHz 帯のテレメ・テレコン・データにおいては、現在、429.8125~429.925MHz、 信時間制限を緩和することにより、利便性の向上を図る。

表3-9 400MHz 帯テレメーター用テレコントロール用及びデータ伝送用の送信時間制限 装置の備付けを要しない条件(下線部を追加)

| | 以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない | |
|---------------------------------------|--|--|
| | ・429. 25MHz 以上 429. 7375MHz 以下、1216. 0375MHz 以上 1216. 5MHz 以下及び | |
| | 1252.0375MHz 以上1252.5MHz 以下の周波数の電波を使用するもの | |
| 400MHz 帯 | ・1216.5375MHz 以上1217MHz 以下及び1252.5375MHz 以上1253MHz 以下の周 | |
| トレメ・トレンン・ | 波数の電波を使用するもののうち、EIRP が 2.14dBm 以下のもの | |
| ・ ト ト ト ト ト ト ト ト ト | ・空中線電力が 1mW 以下のものであって、429. 815625~429. 921875MHz、 | |
| | 449. 715625~449. 821875MHz、449. 840625~449. 884375MHz 及び 469. 440625 | |
| | ~469. 484375Mtz の周波数の電波を使用する狭帯域規格 (チャネル間隔 | |
| | 6 25kH2)のもの(ナギー、 単徳チャネルは除く。) | |

現状と同等の条件とするが、キャリアセンスレベルについては、現在、「絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧」の値による規定となっている。

は標準信号発生器で終端されているにかかわらず、7μVや4.47μVの規定の値は開放値 現在、電圧規定であるため、キャリアセンス動作の試験時には、入力する標準信号発 生器のレベルについて一旦、デジベルに換算した上で設定する必要がある。また測定時 であり混乱を招きやすい。

これに対し、デジベル表示の電力規定は終端値しかなく、海外を含め最近の主流とな

920Mhz 帯システムのように、受信入力点での電力換算値(50公 系)で表示することとす このため、キャリアセンスレベルについて、現状と同等のものを適用するが、現在の っており分かり易く、利便性のメリットがある。

また、キャリアセンスレベルの基点や、キャリアセンスに用いる空中線系の条件は、

150MHz 帯生体検知通報システムと同様とする。

なお、「送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響を ンスに用いる空中線の利得(給電線損失分を含む。)が、送信系の空中線の利得(給電線 は一例として、複信の場合にキャリアセンスに受信系統の空中線系を用い、キャリアセ 与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合」について 損失分を含む。)と同等以上の場合などが考えられる。

表3-10 400MHz 帯無線電話、400MHz 帯及び1,200MHz 帯テレメーター用テレコントロー ル用及びデータ伝送用の周波数のキャリアセンス条件(下線部を変更)

53

| | 1 | 7 |
|--------------------------------|--|---|
| 400Mtz 帯 無殺電話 | 起 の方局を えカブ4の | 要に 기方信を 天電の片はる空生系とりしを包 |
| 4000年 イスフィー 株・ソ | キャリアンメントル: 総対利益 が7.1.4/8 の空中線に誘起する電圧 が7.1.4/以上 ・空中線電力が10mmを超える場合は、・ ・ 1.448i の空中線(I 0mm の空中線 電力を加えた値を超過した分に相 当する電圧に達するまでの間、電波 の発射を行わないこと。 ・キャリアセンスを要しない場合: 4.56 0.25mht 以上 4.08 1.375mht 以下 の周波数の電波を使用するもの | 点 るったの。いぼる空也柔とリリをな |
| ニ 小 小 小 小 イ フ 200Mht 4 本 イ フ . | ・キャリアセンスレベル: 2.14dBi の空中線に誘起する電圧が 4.4JuV 以上 ・空中線電力が 10mm を超える場合は、 2.14dBi の空中線 電力を加えた値を超過した分に相 当する電圧に進する非での間、電波 の発射を行わないこと。 | ・キャリアセンスレベル: 受信入 力電力の値が終電線入力点におい て-10056m以上 ・空中線電力が 10mm を超える場合は、 2.146fl の空中線に 10mm の空中線 電力を加えた値を超過した分に相 当する電圧に進するまでの間、電 波の発射を行わないこと。 |

| ・ナヤンノセンベに用いる出中傑於 | は、送信系と同一系統のものを用 | いること。ただし、送信系と同一 | 系統のものを用いた場合と同様 | に、自局の送信電波により影響を | 与えうる可能性のあるエリアに存 | 在する他の無線局の存在を検知で | サス種やけ 一の間にかたい |
|------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| _ | | | | | | | |

3.3.10 空中線の利律

400MHz 帯無線電話の空中線利得については、現行規定において原則 2.14dBi 以下、ただし、一定の EIRP 以下であれば空中線利得を補うことが可能となっている。

400MHz 帯無線電話の一部の周波数については、狭帯域規格に限り空中線電力の上限を10mM から 100mM に引き上げることとするが、許容される EIRP の上限もこれに伴って引き上げることとする。

また、テレメ・テレコン・データ伝送について、現在は空中機分離を行う際の条件として「空中機和得は 0:481 以上」が規定されている。この条件は、以前は空中機電力は最大 10mm であったところ、E1PP 12.14km (一部の周波数は E1PP 2.14dm)の範囲内で空中機電力を最大111まで増加可能とした際、意図的に結電機から放射させつつ、E1PP の範囲内で空中機電力を(以前の上限である)10mm よりも引き上げるような使い方を防ぐために設けられた条件であるが、この条件によりアンテナの小型化が困難になり、設計の自由度に制約が生じている。

EIRP の上限が12,14chm以下の場合、空中維利得を0dBiとすれば空中線電力は12,14chm 以下であり、空中線電力がこのレベル以下であれば、上述のようなアンテナ以外からの 放射分を積み増すような使い方はできないため、3、3、6 で述べたように空中線分離 を行う場合の空中線電力の上限を16,37mm (12,14chm) (426,025mhz 以上 426,1375mhz 以 下の周波数の電波を使用するものにあっては1,637mm (2,14dbm)とすることで、空中 継分離時の「空中線利得 0dBi以上」の割約を取り払うことが適当と考えられる。

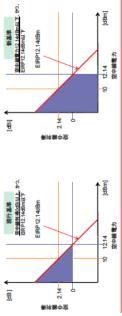


図3-7.空中線分離時のテレメータ・テレコントロール・データ伝送の空中線利得空中線到過度では下

22

表3-11-1 400MHz 帯無線電話の空中線の利得 (下線部を追加)

| - 413. /WHZ 以上 414. 143/3MHZ 以下及ひ 454. 03MHZ 以上 454. 193/3MHZ 以下の | 周波数を使用するもの:EIRP が2.14dBm 以下となる空中線利得であること | • 421.809375MHz 以上 421.909375MHz 以下及び 440.259375MHz 以上 | 440. 359375Mrz 以下の周波数のうちチャネル間隔 6. 25ktb のものを使用す | るもの:EIRP が 22.14dbm 以下となる空中線利得であること | ・その他の周波数を使用するもの: EIRP が12.14dBm 以下となる空中線利得で | נור |
|---|--|--|---|-------------------------------------|---|------|
| - 413. /MHZ 以上 4 | 周波数を使用す | 421,809375MHz J | 440.359375MHz J | るもの: EIRP か | その他の周波数: | あること |
| | | ADOMES - SE | 400MIZ 115 | 無禁電話 | | |

表3-11-2 400MHz帯及び1,200MHz帯テレメーター用テレコントロール用及びデー

| タ伝送用の空中線の利得(下線部を削除) | |
|---------------------|--|

| . EI | | AXIA |
|------------|---|---|
| | ・EIRP が12.14dBm 以下(426.025MHz | ・EIRP が 12, 14dBm 以下 (426, 025MHz |
| TA | 以上 426. 1375M比 以下の周波数の電 | 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電 |
| 400MHz 带 波 | なを使用するものにあっては2.14dB | 波を使用するものにあっては2,14dB |
| テレメ・ | 以下)になる空中線利得であること | 以下)になる空中線利得であること |
| テレコン・・迷 | 送信空中線が一の筐体に収められて | |
| い ダール | いない場合にあっては、その送信空 | |
| 1 | P線は OdBi 以上であり、かつ、EIRP | |
| 111 | 壮上述の値以下であること | |
| • 000mil- | E1PP が12.14dPm 以下になる空中線 | EIRP が 12, 14dBm 以下になる空中線 |
| # ZOUMUZ | 川得であること | 利得であること |
| 州 川 | 送信空中線が一の筐体に収められて | |
| _ | いない場合にあっては、その送信空 | |
| # | P線は OdBi 以上であり、かつ、EIRP | |
| 7-7 | は上述の値以下であること | |

以上を踏まえ、周波数等について一覧表としたものが表 3-12~表 3-14 である。

小電力無線設備のうち、400MHz 帯無線電話 (413.7~414.14375MHz、454.05~454.19375MHz 3. 4 400IIIIz 帯無線電話の技術的条件の技術的条件(下線部が現行からの変更箇所) の作業連絡用を除く。)の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

3.4.1 一数包条件

(1) システムの定義

現行どおり、「無線電話(特定小電力無線局のラジオマイク、補聴援助用ラジオマイ ク及び音声アシスト用無線電話を除く。)」とする。

(2) 電波の型式

現行どおり、「F1D、F1E、F2D、F2E、F3E、F7W、G1D、G1E、G2D、G2E、G7E、G7W、D1D. D1E、D2D、D2E、D3E、D7E 又は D7W」とする。

(3)通信方式

現行どおり、422.2~422.3MHz 及び422.05~422.1875MHz の周波数帯内のものは「単向 440.3625MHz 及び421.575~421.8MHz、440.025~440.25MHz の周波数内帯のものは「同報 通信方式、単信方式又は同報通信方式」とし、421.8125~421.9125MHz、440.2625~

(4) 固波数帯

通信方式 複信方式又は半複信方式」とする。

現行どおりの周波数帯とし、その中で、現行のチャネルを2分割するような狭帯域 規格のチャネルを新たに設ける。

新たに設ける狭帯域規格のチャネル

422. 196875~422. 296875MHz (17 波)

440. 259375~440. 359375MHz (17 波) 421.809375~421.909375MHz (17 波)

422.053125~422.190625MHz (23 波) *

* 422. 184375、422. 190625、421. 796875、421. 803125、440. 246875、440. 253125

421.578125~421.803125MHz (37 波) * 440.028125~440.253125MHz (37 波) *

(5) チャネル間隔

周波数資源の有効利用のため、デジタル簡易無線等と同様の [6.25k比」間隔の狭帯 域規格を追加することとする。現行規格のものは従来同様、12.5kHz 間隔とする。

(6) 空中線電力

421.809375~421.909375MHz 及び440.259375~440.359375MHz の周波数については、 狭帯域規格の促進及び利便性向上の観点から、チャネル間隔 6. 25khz の狭帯域規格に 限り、空中線電力の上限を「100mW」とする。

その他の周波数帯については、現行規格と同様、10mWとする。

63

440.359375MHz の狭帯域化チャネルについては、等価等方輻射電力 (EIRP) が 22.14dBm 空中線電力の上限を100mW とする <u>421.809375~421.909375MHz 及び440.259375</u>~ 以下となるような空中線利得であることとする。

~454. 19375MHz の周波数帯内のチャネルはE1KP が 5.14dBm 以下、それ以外の周波数帯 その他の周波数帯については、現行規格と同様、413.7MHz~414.14375MHz、454.05 のチャネルは EIRP が 12. 14dBm 以下となるような空中線利得であることとする。

(8) 筐体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来な いものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

3.4.2 無線設備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

狭帯域規格のものについては±2ppm とし、現行規格のものは従来同様±4ppm とする。

イ 占有周波数帯幅の許容値

狭帯域化に伴い、デジタル簡易無線等と同様、狭帯域規格のものについては 5.8kHz <u>とし、</u>現行規格のものは従来同様 8. 5kHz とする。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、上限 20%、下限 50%とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容 値における参照帯域幅 現行どおりとする。

(イ) 帯域外領域のスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の不要発射 の強度の許容値

現行どおり、いずれも平均電力が2.5μW以下とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

現行規格のものについては従来同様、「搬送波の周波数から 12.5ktz 離れた周波数の(土) (土)2khzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40デシベル以上低いこと」とし、 4. 25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」とす 狭帯域規格のチャネルについては、「搬送波の周波数から 6.25kHz 離れた周波数の

現行どおり、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式とする。

(2) 受信設備

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の限度は、受信空中線と電気的常数の等しい撥 似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4nW 以下とする。

(3) 制御装置

ア キャリアセンス機能

現行規定のキャリアセンスレベルは、絶対利得が 2.14dB の空中線に誘起する電圧 を7μV以上とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性を考慮し、<u>また、自局の送信電液に</u> より影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる ことを明確化するため、以下のとおりとする。

- (ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利 便性の高い電力値に換算し、「受信入力電力の値が給電線入力点において -96dBm 以上」とする。
 - (イ) 空中線電力が1mM 以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方 式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。
- (ウ) キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、空中線電力が1mW以下であっ て、かつ、413. 7MHz 以上 414. 14375MHz 以下及び 454. 05MHz 以上 454. 19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。
- (エ)キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いること。 より影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知 ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波に できる場合は、この限りでないこととする。

イ 送信時間制限機能

現行どおり、送信時間:30 秒以内(周波数制御チャネルは、0.5 秒以内)、送信 休止時間:2 秒以上とし、以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない。

- ・通信時間を自動的に3分以内に制限し、かつ、通信終了後2秒経過しなければそ の後の通信を行わない機能を有するもの
- ·空中線電力が 1㎡ 以下であって、かつ、413. 7MHz 以上 414. 14375MHz 以下、421. 575MHz 以上 421.8MHz 以下、440.025MHz 以上 440.25MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454. 19375MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあっては、電波法施行規則第6条の 2 第3号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続し

65

3. 5.400MHz 帯及び 1,200MHz 帯テフメーター用、 テフコントロール用及びデータ伝送用

の技術的条件(下線部が現行からの変更箇所)

小電力無線設備のうち、400MHz 帯及び1, 200MHz 帯テレメーター用、テレコントロール用 及びデータ伝送用の技術的条件については、次のとおりとすることが適当である。

3.5.1 一般的条件

(1) システムの定義

とを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、 現行どおり、「テレメーター(医療用テレメーターを除く。)用、テレコントロール (電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させるこ 又は処理された情報の伝送交換をいい、体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型 医療用遠隔計測、国際輸送用データ伝送並びにミリ波データ伝送を除く。)用」とする。

(2) 電波の型式

現行どおり、「F1D、F1F、F2D、F2F、F7D、F7F、G1D、G1F、G2D、G2F、G7D、G7F、D1D、 D1F, D2D, D2F, D7D 又はD7F」とする。

(3) 通信方式

現行どおり、426.025~426.1375MHz 及び429.175~429.7375MHz の周波数帯内のもの 1253MHz の周波数内帯のものは「単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又 |は「単向通信方式、単信方式又は同報通信方式」とし、429.8125~429.925MHz、449.7125~ 449.825MHz, 449.8375 ~ 449.8875MHz, 469.4375 ~ 469.4875MHz, 1216 ~ 1217MHz, 1252 ~ は半複信方式」とする。

(4) 周波数帯

現行どおりの周波数帯とし、その中で、現行のチャネルを2分割するような狭帯域 規格のチャネルを新たに設ける

426.028125 ~426.134375MHz (18 波)

新たに設ける狭帯域規格のチャネル:

429.815625~429.921875MHz (18 波) * 449.715625~449.821875MHz (18 波) * 429.178125~429.734375MHz (90 波)

449. 840625~449. 884375MHz (8 波) * 469. 440625~469. 484375MHz (8 波) *

1216.00625~1216.99375MHz (80波) *

1252. 00625~1252. 99375MHz (80 波)*

1216.01875MHz、1216.50625MHz、1216.51875MHz、1252.00625MHz、1252.01875MHz、 * 429. 921875 MHz、449. 821875 MHz、449. 88437 MHz、469. 484375 MHz、1216. 00625MHz、 1252. 50625MHz、1252. 51875MHz (よ制御 ch

(5) チャネル間隔

周波教資源の有効利用のため、狭帯域規格を追加することとし、<u>従来の間隔に加え、</u> 400MHz 帯についてはデジタル簡易無線等と同様、[6.25Ahz」間隔を、1,200MHz 帯につ いては「12.5Ahz」間隔を追加する。

(6) 空中線電力

現行どおり、426.025~426.1375MHz の帯域内のものは100mM以下、それ以外については1m以下とする。<u>ただし、空中線分離時においては、空中線利得の条件(0dBi以上)を廃す代わりに、426.025~426.1373MHz の帯域内のものは1.637mm(2.14dBm)以下、それ以外については16.37mm(12.14dBm)以下とする。</u>

(7) 送信空中線

- FIRPが 12 14dBm 以下(426.025MPz 以上 426.1375MPz 以下の開液数の電波を使用す_____ るものにあっては2.14dBm 以下)になる空中線利得であることとする。

劉隆:現行どおり、

なお、現在、空中線分離時には空中線利得 OdBi 以上となっているが、上述の空中線電力の上限を設定することで、「空中線利得 OdBi 以上」の条件は腐すこととする。

(8) 個体

現行どおり、既存の特定小電力無線局と同様に、筐体は容易に開けることが出来ないものとし、同一筐体に収めることを要しない範囲についても現行どおりとする。

3. 5. 2 無線散備の技術的条件

(1) 送信設備

ア 周波数の許容偏差

現行の規定に加え、独帯域規格として、400Mbc 帯のチャネル間隔が6、25kHz のもの は土2×10*、1,200Mhc 帯のチャネル間隔が12 5kHz のものは ± 2×10*として規定す -

、占有周波数帯幅の許容値

現行の規定に加え、<u>装帯域規格として、400Mbt 帯のチャネル間隔が 6.25kbt のもの</u>は 5.8kbt、1.200Mbt 帯のチャネル間隔が12.5kbt のものは 8.5kbt として規定する。

ウ 空中線電力の許容偏差

現行どおり、400Mrz 帯は上限 20%、下限 50%、1, 200Mrz 帯は上限 50%、下限 50%とする。

エ スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

(ア) 帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数並びに不要発射の強度の許容値における参照帯域幅現行どおりとする。

69

(イ)帯域外循域のスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域の不要発射の強度の許容値

現行どおり、いずれも平均電力が 2.5μ W以下とする。

オ 隣接チャネル漏えい電力

現行の規定に加え、独帯域規格として、400Mb、帯のチャネル間隔が6.25kbtのものは「搬送波の周波数から 6.25kbt 離れた周波数の(土)2kbt の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40 デシベル以上低いこと」、1.200Mb、帯のチャネル間隔が12.5kbt のものは「変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から 12.5kbt 離れた周波数の(土)4.25kbt の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より40 デシベル以上低いこと」として規定する。

力 発振方式

現行どおり、水晶発振方式又は水晶発振により制御するシンセサイザ方式とする。

(2) 受信設備

解解:また、送信空中線が一の筐体に収められていない場合にあっては、その送信 られていない場合にあっては、その送信 空中線は OdBi 以上であり、かつ、EIPP は上述の値以下であることとする。

副次的に発する電波等の限度

現行どおり、副次的に発する電波等の服度は、受信空中線と電気的常数の等しい設 収空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が、4mm 以下とする。

(3)制御装置

ア キャリアセンス機能

現行規定のキャリアセンスレベルは、絶対判得が2.14dBの空中線に誘起する電圧を Jn V 以上 (400Mhz 帯) とされている。

今回、測定器等により取り扱う単位の利便性を考慮し、<u>また、自局の送信電波に</u> より影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる ことを明確化するため、以下のとおりとする。

- (ア) キャリアセンスレベルについては、現行と等価であるが、取り扱いの際に利 便性の高い電力値に換算し、400MH2 帯については「受信入力電力の値が給電 競入力点において-96dhm 以上」、200MH2 帯については「受信入力電力の値が が給電線入力点において-100dhm 以上」とする。
- (イ)空中線電力が10mmを超える場合は、2.14dBiの空中線に10mmの空中線電力を加えた値を超過した分に相当する電圧に達するまでの間、電波の発射を行わないこと。
- (ウ)キャリアセンスの備え付けを要しない場合は、426、025MHz 以上 426、1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものとする。

(エ)キャリアセンスに用いる空中継系は、送信系と同一系統のものを用いること。 ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波に

より影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知 できる場合は、この限りでないこととする。

送信時間制限機能

その他は、現行どおりとする。

ウ 混信防止機能

現行どおり、電気通信回線に接続する場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号に規定する機能を有しなければならないものとし、電気通信回線に接続しない場合にあっては、電波法施行規則第6条の2第3号又は第4号に規定する機能を有しなければならないものとする。

3.5.3 選定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

空中線端子に擬以負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

(2) 占有周波数帯幅

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペクトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の・5%となる周波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号のうち占有周波数帯幅が最大となる信号で変調をかける。

(3) 空中線電力の偏差

標準符号化試験信号を入力信号として加えた変調状態とし、平均電力で規定される電波の型式の測定は平均電力を測定する。なお、標準符号化試験信号での変調が不可能な場合には通常運用される信号で変調をかける。この場合、空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を使用して測定することができる。

また、測定については、連続送信波によって測定することが望ましいが、バースト波にて測定する場合は、送信時間率(電波を発射している時間/バースト繰り返し周期)が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期)が最大となる値で一定の値としてバースト繰り返し周期よりも十分長い区

71

归添

諮問第 2009 号 「小電力の無線システムの高度化に必要な条件」のうち、 「特定小電力無線局の高度化に係る技術的条件」

諮問第 2009 号「小電力の無線システムの高度化に必要な条件」のうち、「特定小電力無 線局の高度化に係る技術的条件」

生体検知通報システム等の技術的条件については、次のとおり定めることが適当である。

1 生体検知通報システム

1.1 一般的条件

1. 1. 1 システムの定義

国内において人又は動物の行動及び状態に関する情報の通報又は付随する制御若しく は音声通話をするための無線通信を行うものであること。

1. 1. 2 周波数帯及びチャネル間隔

チャネル結束時は 18. 75kHz (6. 25kHz オフセット)) とすること。チャネル配置は以下のと 150MHz 帯 (142.93MHz を超え 142.99MHz 以下及び146.93MHz を超え146.99MHz 以下)と し、チャネル間隔は 6. 25kHz(2チャネル結束時は 12. 5kHz(6. 25kHz インターリーブ)、 おりとし、3ch 結束は9600bps 以上のデータ伝送を行う場合に限ることとすること。

| 3ch 結束 中心周波数 (MHZ) | I | 142, 940625 | 142, 946875 | 142, 953125 | 142, 959375 | 142, 965625 | 142, 971875 | 142, 978125 | ı | I | I | I | I | I | I | ı | I | I |
|--------------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| 유 | ı | 1, 2, 3 | 2, 3, 4 | 3, 4, 5 | 4, 5, 6 | 5, 6, 7 | 6, 7, 8 | 7, 8, 9 | I | - | ı | - | ı | ı | ı | I | _ | _ |
| 2ch 結束 中心周波数 (MHz) | 1 | 142, 9375 | 142, 94375 | 142.95 | 142, 95625 | 142, 9625 | 142, 96875 | 142, 975 | 142, 98125 | 1 | 146. 9375 | 146.94375 | 146.95 | 146. 95625 | 146, 9625 | 146. 96875 | 146.975 | 146, 98125 |
| ch 番号 | ı | 1, 2 | 2,3 | 3, 4 | 4, 5 | 5, 6 | 2'9 | 7,8 | 8, 9 | _ | 10, 11 | 11, 12 | 12, 13 | 13, 14 | 14, 15 | 15, 16 | 16, 17 | 17, 18 |
| 1ch 利用 中心周波数 (MHz) | 142.934375 | 142.940625 | 142. 946875 | 142. 953125 | 142.959375 | 142. 965625 | 142.971875 | 142.978125 | 142. 984375 | 146. 934375 | 146.940625 | 146.946875 | 146.953125 | 146.959375 | 146. 965625 | 146.971875 | 146. 978125 | 146. 984375 |
| 유 | -1 | 2 | 8 | 4 | 2 | 9 | 7 | ∞ Ι | 6 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |

79

1. 1. 3 電波の型式

規定しない。

1. 1. 4 通信方式

単向通信方式、単信方式又は同報通信方式であること。

1. 1. 5 空中線電力

1₩ 以下であること。

1. 1. 6 空中線の利得

等価等方輻射電力が 32.14dBm 以下となるものであること。

1. 1. 7 空中線の構造

規定しない。

1.2 無線設備の技術的条件

1.2.1 送信装置

(1) 占有周波数幅の許容値

5. 8khz 以下とする。ただし、2 チャネル結束送信時は 11. 6khz 以下、3 チャネル結 東送信時は17. 4ktz 以下とする。

(2) 周波数の許容偏差

±2.5×10-6とする。ただし、等価等方輻射電力が OdBm (1mW) 以下のものについて

は、±12×10⁻⁶とする。

(3) 空中線電力の許容偏差

上限 20%とする。

(4) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値

2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とする。ただし、送信空中 線の絶対利得が OdBi 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 mW 以下又は ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

基本周波数の平均電力より 40dB 低い値とすることができる。

2.5μW以下又は基本周波数の搬送波電カより43dB低い値とする。ただし、送信空 中線の絶対利得が OdBi 以下の場合にあっては、等価等方輻射電力で 2.5 m 以下又 イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

(5) 隣接チャネル漏えい電力

は基本周波数の平均電力より 43dB 低い値<u>とすることができる</u>。

ア 空中線電力が 10mM を超え 1M 以下の場合

搬送波の周波数から 6.25kHz (2チャネル結束時は 9.375kHz、3チャネル結束時 は 12.5kHz)離れた周波数の(±)2kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力よ リ 40dB 以上低い値であること

ただし、特定小電力無線局の帯域端のチャネル(当該チャネルを結束して使用する場合を含む。)の場合、特定小電力無線局の帯域外側の基準は、特定小電力無線局の帯域外側の基準は、特定小電力無線局の帯域外側に隣接するアナログチャネルの中心周波数の(土)8khの帯域内に輻射される電力(0dBi以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力)が1μW以下であること

イ 空中線電力が 10mM 以下の場合

搬送波の周波数から 6.2kHz (2チャネル絡束時は9.37kHz、3チャネル絡束時は12.5kHz) 離れた周波数の (±) 2kHz の帯域内に輻射される電力 (0dB! 以下の送信空中線を使用する無線設備については、等価等方輻射電力) が1点W 以下であるこ

1.2.2 受信装置

副次的に発する電波等の限度は 4nW 以下であること。

1.2.3 制御装置

(1) キャリアセンス

- ア 受債入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上の他の無線局の電波を受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものした場合、
- 4 チャネルを結束して送信する場合は、結束する全てのチャネルについてキャリアセンスを行うこと。
- ウェセリアセンスを経て電波の発射が行われた場合、その発射から 60 秒以内の再送 信時においては、キャリアセンス動作を要しない。
- エ 空中線電力が10mW以下の場合、キャリアセンスの備え付けを要しない。
- オーキャリアセンスに用いる空中線系は、途信系と同一系統のものを用いること。た だし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響 を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、
- (2) 送信時間制限装置
- ア 空中線電力が 10mW 以下かつキャリアセンス機能を具備しないもの
 - 5 秒間あたりの送信時間の総和は1秒以下であること。
- イ ア以外のもの

電波を発射してから60秒以内にその発射を停止し、2秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を発射してから60秒以内に限り、2秒の送信体止時間を設けずに再送信することができるものとする。

1.2.4 筐体

一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系、電源設備、制御装置、送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器、音

81

2 無線電話

2.1 一般的条件

2. 1. 1 周波数帯、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力

周波数帯は 400Mhr 帯とし、チャネル配置、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力は次のとおりであること。

| 空中線電力 | 10㎜以下 | 100mW 以下 10mW 以下 | 10㎜以下 | 10㎜1 | | 1ml 以下 |
|--------|---|---|---|---|---|---|
| チャネル間隔 | 6. 25kHz 12. 5kHz | 6. 25kHz 12. 5kHz | 6. 25kHz 12. 5kHz | 6. 25kHz | 12. 5kHz | 12. 5kHz (インタリープ 6. 25kHz) |
| 周波数 | 422. 196875MHz~422. 296875MHz(17.波) 422. 2MHz~422. 3MHz(9.波) | 421. 809375MHz~421. 909375MHz(17 返) 440. 259375MHz~440. 359375MHz(17 返) 421. 81 25MHz~421. 91 758MHz(9 波) 440. 2625MHz~440. 3625MHz(9 波) | 422. 053128MHz~422. 190625MHz(23 波) *422. 184375. 422. 190625MHz 注制组 ch 422. 05MHz~422. 1875MHz(注制组 ch *42. 1875MHz(注制组 ch | 421.578126~421.803125MHz(37波) 440.028126~440.283125MHz(37波) *421.796875, 421.803125, 440.246875, 440.283126 【指腳即巾) | 421.575 MHz~421.8MHz(19 波) 440.025 MHz~440.25MHz(19 波) * 421.8、440.25MHz(ま制御 ch | 413.7MHz~414.14375MHz(72.波) 454.05MHz~454.19375MHz(24.波) |
| 通信方式 | 単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式 | 同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式 | 単向通信方式、 単信方式又は 同報通信方式 | 同報通信方式、 複信方式又は | 半複信方式 | 同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式 |
| 電波の型式 | | F10、F1E、 F20、F2E、 F3E、F7W、 | G1D, G1E, G2D, G2E, G7E, G7W, D1D, D1E, | D2D、D2E、 D3E、D7E 又 (ま D7W | | F2D X I |

2. 1. 2 空中線の利得

- 421. 808375Mhz 以上 421. 908375Mhz 以下及び 440. 259375Mhz 以上 440. 359375Mhz 以 下の周波数の電波を使用するのものであって、チャネル間隔 6. 25khz のもの ** 麻笠・七部 中書 もが 29. 14 abo... いて レナス 4 の 元 セ 2 - し
 - 等価等方幅射電力が 22.14dBm 以下となるものであること。 (2) 413.7Mhz 以上414,14375Mhz 以下及び454.05Mhz 以上464,19375Mhz 以下の周波数の
- 等価等方輻射電力が2.14dBm 以下となるものであること。
 - (3) (1) (2) 以外のもの

の電波を使用するもの

等価等方輻射電力が12.14dBm以下となるものであること。

5. 1. 3 空中線の構造

給電線及び接地装置を有しないこと。(413. 7Mhz 以上 414. 14375Mhz 以下及び 454. 05Mhz 以上 464. 19375Mhz 以下の周波数の電波を使用するものを除く。)

2.2 無線設備の技術的条件

2.2.1 送信装置

- (1) 占有周波数幅の許容値
- ア チャネル間隔 6. 25kHz のもの
- 5. 8kHz 以下とする。 イ チャネル間隔 12. 5kHz のもの
- 8. 5kHz 以下とする。 (2) 周波数の許容偏差
- ア チャネル間隔 6. 25kHz のもの
- ±2×10⁶とする。
- イ チャネル間隔 12. 5kHz のもの ±4×10[®] とする。
- (3) 空中線電力の許容偏差
- 上限 20%、下限 50%とする。
- (4) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値
- ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
 - 2.5μW 以下とする。
- イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5μW 以下とする。
- (5) 隣接チャネル漏えい電力
- ア チャネル間隔 6. 25kHz のもの
 搬送波の周波数から 6. 25kHz 離れた周波数の (土) 2kHz の帯域内に輻射される電力が搬送液電力より 40dB 以上低い値であること
 - イ チャネル間隔 12. 5kHz のもの
- 搬送波の周波数から 12. SkHz 離れた周波数の(±)4. 25kHz の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より 40個 以上低い値であること

2.2.2 受信装置

副次的に発する電波等の限度は 4nW 以下であること

2.2.3 制御装置

- (1) キャリアセンス
- ア 受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm以上の他の無線局の電波を受信 した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数の電波の発射を行わないもの であること。

87

- イ 空中線電力が「MM以下のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式で あっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。
- ウ 空中線電力が ImM 以下であって、かつ、413.7MHz 以上414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものは、キャリアセン スの備え付けを要しない。
- エ キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いること。た だし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波により影響 <u>を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知できる場合は、</u> この限りでない。
- (2) 送信時間制限装置
- ア電波を発射してから30秒以内(周波数制御チャネルの場合は0.5秒以内)にその 発射を停止し、2秒を経過した後でなければその後の送信を行わないものであるこ 。
- イ 以下のものは送信時間制限装置の備付けを要しない。
- (7) 通信時間を自動的に3分以内に制限し、かつ、通信終了後2秒経過しなければその後の通信を行わない機能を有するもの
- (4) 空中線電力が1mW以下であって、かつ、413.7MHz以上 414.14375MHz以下、421.575MHz以上 421.803125MHz以下、440.025MHz以上 440.253125MHz以下及び454.05MHz以上 440.454.19375MHz以下の周波数の電波を使用するもの

2.4 無体

一の筐体に収められており(集中基地局等に使用する空中線共用器も含む。)、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源装置、制御装置、送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器、音量調整器及びスケルチ調整器、送話器及び受話器、周波数切替装置、送受信の均替器、附属装置及びこれに準ずるもの、並びに空中線(413.7MHz 以上 414.14375MHz 以下及び 454.05MHz 以上 454.19375MHz 以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、についてはこの限りでないものとする。

2.3 瀬定法

スペクトルアナライザ等を用いた測定方法は、既存の特定小電力無線局等の測定方法に準じて定めることとし、次のとおりとする。

(1) 周波数の偏差

空中線端子に擬収負荷(インピーダンス整合回路又は減衰器等)を接続し、無変調の連続送信状態として周波数計により測定する。

(2) 占有周波数帯幅

標準符号化試験信号又は擬似音声信号を入力信号として加えた変調状態とし、スペケトル分布の上限及び下限部分におけるそれぞれの電力和が、全電力の0.5%となる間波数幅を測定すること。なお、標準符号化試験信号又は擬似音声信号での変調

- 3 テレメーター用、テレコントロール用及び小電力データ伝送用特定小電力無線局
 - 3.1 一般的条件
- 3. 1. 1 周波教帯、チャネル関隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力
 - (1) 400MHz 帯の電波を使用するもの

周波数帯は40MH2 帯とし、チャネル配置、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及び空中線電力は次のとおりであること。

| | 電波の | | | チャネル | |
|---|------------------------|------------------------|---|----------------------|------------|
| | 型式 | 通信方式 | 周波数 | 遲延 | 空中線電力 |
| | | 単向通信方式、 単信方式では | 426. 028125MHz~426. 134375MHz(18波) 426. 025MHz~426. 1375MHz(10波) | 6. 25kHz 12. 5kHz | 上沿₩m001 |
| | | キョンム人は同報通信方式 | 426. 0375MHz、426. 0625MHz、426. 0875MHz 及び426. 1125MHz(4波) | 25kHz | * |
| | F10, F1F, | 単向通信方式、 | 429.178125MHz~429.734375MHz(90波) | 6.25kHz | |
| | F20, F2F, F70, F7F, | 平指ク丸人は同報通信方式 | 429.175MHz~429.7375MHz(46波) | 12. 5kHz | |
| | G1D, G1F, | | 429.815625MHz~429.921875MHz (18波) | | |
| | G2D, G2F, | | 449.715625MHz~449.821875MHz (18波) | | |
| | G7D, G7F, | | 449. 840625MHz~449. 884375MHz (8 波) | - 05141- | |
| _ | D1D, D1F, | 4 | 469. 440625MHz ~469. 484375MHz (8 波) | D. ZDKHZ | ¥ 2 × 4 |
| | D2D, D2F, | 単问遺信方式、 ※「一一 | *429.921875MHz, 449.821875MHz, | | |
| _ | りか又は | 甲信力式、 回初液停止止 | 449.88437MHz、469.484375MHz は相値の | | 7 × |
| | D7F | 问教理信力式、 | 429.8125MHz~429.925MHz (10波) | | |
| | | 仮言ろれ入りませる | 449.7125MHz~449.825MHz (10波) | | |
| | | 十個百万五 | 449.8375MHz~449.8875MHz (5波) | 10 510- | |
| | | | 469.4375MHz~469.4875MHz (5波) | 12. JM12 | |
| | | | *429.925MHz、449.825MHz、449.8875MHz、 | | |
| | | | 469. 4875MHz (太制御 ch | | |

※1 空中線分離を行う場合は、1,63mm (2.14dBm) 以下※2 空中線分離を行う場合は、16.3mm (12.14dBm) 以下

91

(2) 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの 周波数帯は1,200MHz 帯とし、チャネル配置、チャネル間隔、電波の型式、通信方式及 び空中線電力は次のとおりであること。

| 空中線電力 | <u>*</u> * * * |
|-------------|---|
| 製閣 インマンチ | 12.5kHz 25kHz 50kHz 12.5kHz 25kHz 50kHz |
| 周波数 | 1216_00625/MHz ~ 1216_99375/MHz (80 激) 12.564/z 1216_01875_1216_01875_1216_0625_1 12.564/z 1216_0125/MHz ~ 1216_0125/MHz ~ 1216_0125/MHz ~ 1216_0125/MHz ~ 1216_0125/MHz ~ 1216_0125/MHz (40 波) 50kHz ~ 1256_0055/MHz (40 波) 50kHz ~ 1252_0055/MHz ~ 1252_0055/MHz ~ 1252_0055/MHz ~ 1252_015/MHz ~ |
| 通信方式 | 単向通信方式、 単信方式、 同報通信方式、 複信方式又は 半複信方式 単信方式、 模信方式、 模信方式、 单信方式、 单信方式、 |
| 制液の型式 | FID, FIF, F2D, P2F, F7D, F7F, G1D, G1F, G2D, G2F, G2D, G2F, G3D, G1F, G3D, G2F, G3D, D1F, G3D, D2F, G3D, D2F, G3D, D2F, G3D, C3F, C3D, C3F, C3F, C3F, C3F, C3F, C3F, C3F, C3F |

※ 空中線分離を行う場合は、16.37mW(12.14dBm)以下

3.1.2 空中線の利得

送信空中線の利得は 2.14dBi 以下であること。ただし、等価等方幅射電力が、2.14dBi の利得の空中線に 10mf (426.025Mhz 以上 426.1375Mhz 以下の周波数の電波を使用するものにあっては、1mmf) の空中線電力を加えた時の値を超える場合には、その超過分を送信空中線の利得で減じなければならず、満たない場合は、送信空中線電力の利得で補うことができる。

(空中線分離時における「空中線利得 OdBi 以上」の条件は課さない。)

- 3.1.3 昭中畿の構造
 - 規定しない。
- 3.2 **無線設備の技術的条件** (1) 占有周波数幅の許容値
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
 - (7) チャネル間隔6.25kHz のもの5.8kHz 以下とする。
 - (4) チャネル間隔12.5kHz のもの

92

解除:なお、空中線を分離する場合は、意図的に給電線から輻射させる無線馬を削図的に給電線から輻射させる無線馬を削露するため、空中線到得を 0.8B! 以上として、上記の等価等方ೆ粗射電力を超えないこととする。

- 8. 5kHz 以下とする。
- (ウ) チャネル間隔 25kHz のもの 16kHz 以下とする。
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (7) チャネル間隔 12. 5kHz のもの
- 8. 5kHz 以下とする。
- (イ) チャネル間隔 25kHz のもの 16kHz 以下とする。
- (ウ) チャネル間隔 50kHz のもの 32kHz 以下とする。
- (2) 周波数の許容偏差
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (7) チャネル間隔 6. 25ktk のもの
 - (4) チャネル間隔 12. 5kHz のもの ±2×10-6とする。
- (ウ) チャネル間隔 25kHz のもの ±4×10-6とする。
- ±4×10⁻⁶とする。ただし、占有周波数帯幅が 12kHz 以下の場合は±10×10⁻⁶と
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (7) チャネル間隔 6. 25khz のもの
 - ± 2×10⁻6とする。
- (4) チャネル間隔 12. 5kHz のもの ± 3×10-6とする。
 - (ウ) チャネル間隔 25kHz のもの
- ± 4×10⁻⁶とする。
 - (3) 空中線電力の許容偏差
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの 上限 20%、下限 50%とする。
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
 - 上限 50%、下限 50%とする。
- (4) スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値
- ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
- イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値 2.5μW以下とする。
- (5) 隣接チャネル漏えい電力 2.5μW以下とする。
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (7) チャネル間隔 6. 25kHz のもの

搬送波の周波数から 6.25ktr 離れた周波数の(±)2kHz の帯域内に輻射される電

93

カが搬送波電カより 40dB 以上低い値であること。

(イ) チャネル間隔 12. 5kHz のもの

搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の(土)4.25kHzの帯域内に輻射される 電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(f) チャネル間隔 25khz のもの

搬送波の周波数から 25kHz 離れた周波数の(土)8kHz の帯域内に輻射される電力 が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

搬送波の周波数から12.5kHz離れた周波数の(±)4.25kHzの帯域内に輻射される (7) チャネル間隔 12. 5kHz のもの

電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(イ) チャネル間隔 25kHz のもの

いて、搬送波の周波数から25kHz 離れた周波数の(±)8kHzの帯域内に輻射される 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合にお 電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

(4) チャネル間隔 50kHz のもの

いて、搬送波の周波数から 50kHz 離れた周波数の(土)16kHz の帯域内に輻射される 変調信号の速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合にお 電力が搬送波電力より 40dB 以上低い値であること。

3.2.1 受信装置

副次的に発する電波等の限度は 4nW 以下であること。

3.2.2 制御装置

- (1) キャリアセンス
- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- 信方式のものにあっては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を 当該電力を超過した分に相当する誘起電圧に達するまで電波の発射を行わない 受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複 (7) 受信入力電力の値が給電線入力点において-96dBm 以上の他の無線局の電波を 行わないものであること。ただし、空中線電力が10mWを超えるものにあっては、
- (4) 426.025MHz 以上 426.1375MHz 以下の周波数の電波を使用するものは、キャリ アセンスの備え付けを要しない。 ものであること。
- (ウ) キャリアセンスに用いる空中線系は、送信系と同一系統のものを用いること。 ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波によ り影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知でき
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するデータ伝送用
- (7) 受信入力電力の値が給電線入力点において-100dBm 以上の他の無線局の電波を

受信した場合、当該無線局の発射する電波と同一の周波数(複信方式及び半複信方式のものにあっては、受信周波数に対応する送信周波数)の電波の発射を行わないものであること。ただし、空中線電力が10mmを超えるものにあっては、当該電力を超過した分に相当する誘起電圧に達するまで電波の発射を行わないものであること。

(f) キャリアセンスに用いる空中線系は、迭信系と同一系統のものを用いること。 ただし、送信系と同一系統のものを用いた場合と同様に、自局の送信電波によ リ影響を与えうる可能性のあるエリアに存在する他の無線局の存在を検知でき る場合は、この限りでない。

(2) 送信時間制限装置

- ア 400MHz 帯の周波数の電波を使用するもの
- (7) 送信時間は40 秒以下(制御チャネルは0.2 秒以下)、送信休止時間は2秒以上とする。
- (4) 426.025Mht 以上426.1373Mht 以下の電波を使用するテレコントロール用 (付随するデータ伝送を含む。)の送信時間は5秒以内とし、間欠して送信する場合にあっては、送信時間の総和が5秒以内に行われる送信を一の送信としてみなすことができる。その場合において、送信の開始から停止までは 90 秒以内とする。また、一の送信が5 秒を超える場合は、一の送信が開始されてから終了する。また、一の送信が5 秒を超える場合は、一の送信が開始されてから終了するまでに要した時間の5分の2 以上経過した後でなければ次の送信は行ってはならないものとする。
 - (カ) 429.246875M12 以上 429.7375M12 以下の周波数の電波を使用するもの並びに空中線電力が1mW以下かつ429.815625M12 以上 429.915625M12 以下、449.715625M12 以上 449.815625M12 以下、449.840625M12 以上 449.878125M12 以下及び 469.440625M12 以上 469.478125M12 以下の周波数の電波を使用するもの (チャネル間隔 6.25k12 のものに限る。) については、送信時間制限装置の備え付けを
- イ 1,200MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

要しない。

- (1) 送信時間は40 秒以下(制御チャネルは0.2 秒以下)、送信休止時間は2 秒以上とする。
- (4) 1216.03125MHz 以上1216.5MHz 以下及び1252.03125MHz 以上1252.5MHz 以下の 周波数の電波を使用するもの者しくは1216.53125MHz 以上1217MHz 以下及び 1252.53125MHz 以上1253MHz 以下の周波数の電波を使用するもので、等価等方輻 射電力が絶対利得2.14dBi の空中線に0.001W の空中線電力を加えた時の値以下 のものについては、送信時間制限装置の備え付けを要しない。

3.2.3 簡体

一の筐体に収められており(集中基地局等に使用する空中線共用器も含む。)、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源装置、制御装置、送信装置及び受信装置の動作の状態を表示する表示器、音量調整器及びスケルチ調整器、周波数切替装置、